平成２１年（フ）第１６０２号
名古屋市守山区小幡千代田20番29号　宝マンション千代田橋第３―610号
債務者　坂　　操
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０３号
名古屋市守山区大森１丁目2501番地　シャトー大森302号
債務者　谷垣　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８号
函館市海岸町12番13―506号
債務者　伍樓　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８号
群馬県太田市東本町30番29号
債務者　石原　眞好
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４６号
奈良県磯城郡田原本町大字千代378番地の１
ローズパレス千代202
債務者　福田　　充
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
奈良県御所市大字室1325番地の２
債務者　宮本　玲奈（旧姓駒榮）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
奈良県葛城市長尾302　レオパレスいわき107号、住民票上の住所奈良県葛城市葛木201番地５
債務者　辻本　　規
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
奈良県磯城郡田原本町大字宮森304番地の２
債務者　森田　直大
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸90番地の１
債務者　髙間　幸代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
奈良県橿原市中曽司町199番地の１
債務者　石橋かおり
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
奈良県香芝市五位堂２丁目581―１プチサンク302号
債務者　泉谷喜洋子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
奈良県大和高田市中今里町２番33―402号
債務者　上野　明宏
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
奈良県橿原市一町900番地の９
債務者　勇　　雅子（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
北海道河東郡音更町南鈴蘭南２丁目３番地14
債務者　岩崎　匡洋
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第１６３８号
埼玉県北本市中丸１丁目121番地１　中丸団地２―405、破産申立時の住所埼玉県北本市深井８丁目３番地
債務者　清水　英雄
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目１番17号
債務者　石田スイ子こと　石田　スイ
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１号
静岡県浜松市東区丸塚町252番地
債務者　中村　進一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係